

保長介第400号
令和3年4月23日

指定福祉用具貸与事業所
指定特定福祉用具販売事業所
代理受領取扱事業者登録事業所

} 管理者様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る福祉用具の品目の給付可否について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業について、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る福祉用具品目の給付可否の判断基準について、このたび本市での取扱いを下記のとおりといたしましたので、通知いたします。

各事業所の皆様におかれましては、今一度御確認のうえ、遺漏なく御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 給付対象とする福祉用具	福祉用具情報システム (TAIS) (※注) にて、貸与・販売マークが表示されている福祉用具
(2) 当面の間給付対象とする福祉用具	福祉用具情報システム (TAIS) にて、貸与マークが表示されていない福祉用具のうち、本市において過去に給付可と回答し、貸与している福祉用具 ※ ただし、現在利用のある方のみ給付対象とし、新規に利用開始となる場合は、給付対象外とします。

(注) 福祉用具情報システム (TAIS) とは、公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用するシステムです。当協会では、有識者会議等を経て、貸与・販売品目の適否を掲載していますので、各事業所の皆様におかれましては、対象品目が御確認のうえ、貸与・販売してください。

公益財団法人 テクノエイド協会 HP 内 福祉用具情報システム (TAIS)

URL <http://www.techno-aids.or.jp/system/>

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
介護保険係 担当 櫻井、島村
TEL 048-829-1264 FAX 048-829-1981